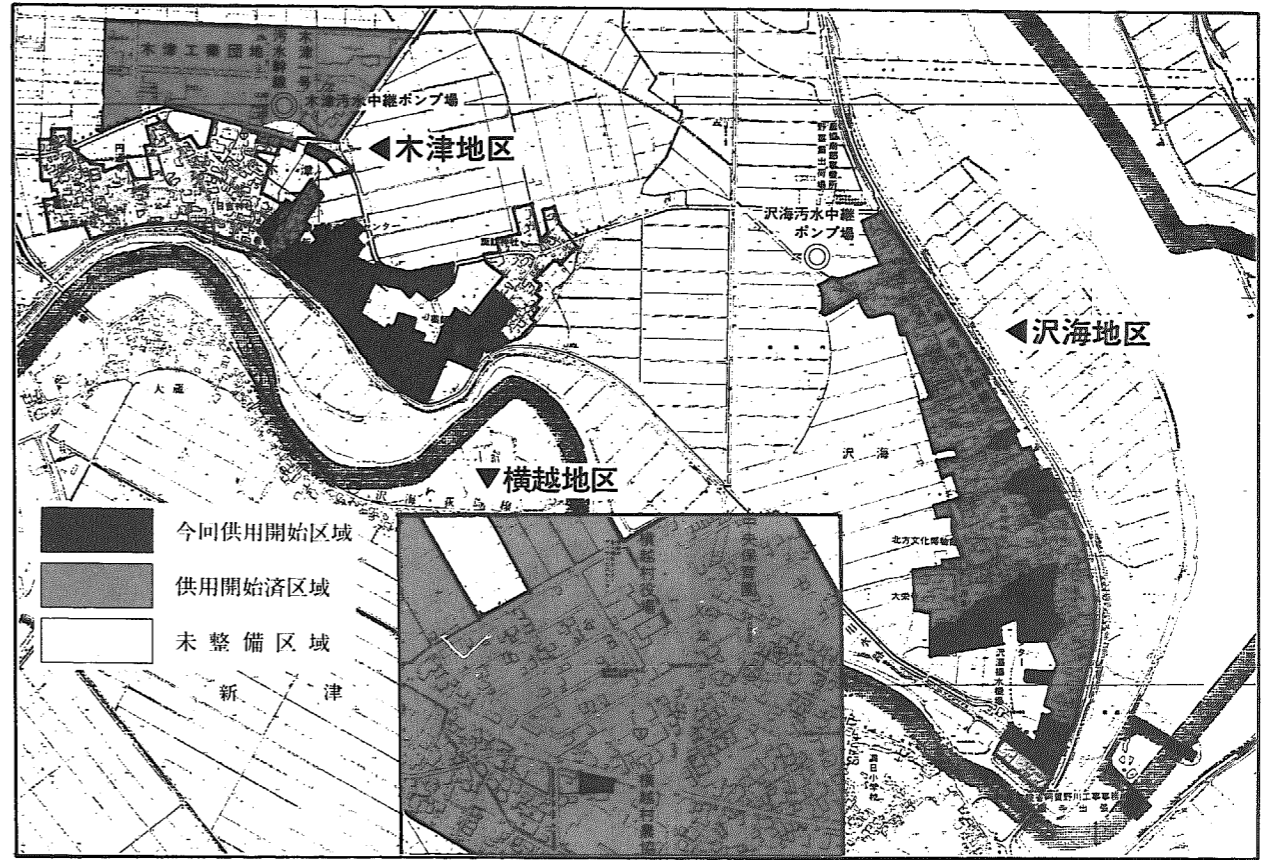


# 下水道供用開始区域のごあんない 普及率は74%に



三年以内に  
水洗トイレに改造を

横越中地区の国道脇の一部、  
沢海上・中地区の一部、木津上・  
中地区の一部約十五分の下水道  
工事が地域の皆様のご協力により  
完了し、四月から同地区の供  
用を開始しました。これにより  
すでに供用開始済の横越地区、  
二本木地区の市街化区域及び沢  
海地区のほぼ全域で下水道がご  
利用になります。今回の供用開  
始により平成六年度末の下水道  
普及率は七十四%になりました。

下水道工事が終了すると下水道  
道を使用できる日と処理区域が  
公示され、トイレの水洗化と家  
庭雑排水を直接下水道に流すこ  
とができます。これらの排水設  
備は公示後速やかに設置するよ  
う法律で義務付けられています。  
ところで、排水設備の新設、  
増設、改築等の工事は、村の指  
定した工事店以外は設備工事が  
出来ませんので必ず指定工事店  
に依頼してください。

### ▼融資額

工事一件につき六十万円以内

▼融資利率  
金融機関との協定利率（現在の利率四・三%）

▼融資時期  
工事検査合格後  
最高三十六ヶ月の元金均等月賦償還

▼利子補給  
水洗化の時期により異なります。処理区域の公示日から

①一年以内の場合 全額を補給  
②二年以内の場合 半額を補給  
③三年以内の場合 補給はなし（融資の斡旋はします。）

▼横越村排水設備等  
指定工事店一覧表

- （株）伊藤工業 京ヶ瀬村  
☎0250-6712626
- 小木工業（株） 亀田町  
☎382-3171
- 風間建設工業（株） 亀田町  
☎381-4962
- 神田設備工業 横越村  
☎385-2369
- （有）佐藤工業所 亀田町  
☎381-3507
- 新設工業所 亀田町  
☎381-4633
- 山田水道工事店 横越村  
☎381-4614

ご不明な点、詳しいことは役場建設企業課にお問い合わせください。

## 横越村新用途地域 素案まとまる

平成四年の都市計画法および建築基準法の改正により、「新用途地域制度」が定められました。（別添のリーフレットも合わせて参照してください）

現行用途地域	新用途地域	建築出来ない主な建物	建ぺい率	容積率
第二種住居 専用地域	第一種中高層 住居専用地域	・単独事務所 ・床面積 500㎡を超える店舗・物販店等	60%	150%
住居地域	第一種住居地域	・カラオケボックス ・床面積3000㎡を超える物販店等	60%	200%
準工業地域	準工業地域	・危険性・環境悪化が大きい工場	60%	200%

## 素案まとまる

横越村では現在法律によって定められている八種類の用途地域の内、三種類を指定していますが、今回の改正により準工業地域を除く二種類の用途地域が新用途地域へ移行（変更）されることとなります。

なお、「新用途地域素案」の説明会は五月に開催する予定です。

### 村の移行方針

①国・県の移行方針に基づいて  
います。

## 四月は「土地月間」

### 一定以上の面積の取引は 土地取引の前に届出が必要

#### 国土利用法のねらい

この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑え、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けています。次の一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ、県知事に届出なければならぬことになっていきます。

区	その他	区	監視
区域	都市計画区域以外	市街化区域	三百㎡以上
区域	都市計画区域	市街化区域を除く都市計画区域	五千㎡以上
区域	一万㎡以上		

個々の取引面積は小さくても合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出は必

### 要です。

#### 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を記入した届出書を契約を結ぶ六週間前までに企画観光課まで届け出てください。

届出を受けた知事は審査をし、不適当と認めるときは、取引の中止または変更を勧告することがあります。

それ以外の場合には届出日から六週間以内に勧告をしない旨、文書で通知します。

#### 届出が必要な土地取引

届出なければならない土地取引は、次の要件のもので、売買／共有持分の譲渡／営業譲渡／譲渡担保／代物弁済／交換／予約完結権・買戻権等の譲渡／地上権・貸借権の設定、譲渡

#### 届出をしないと

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると六か月以下の懲役または、百万円以下の罰金が課せられることがあります。

#### ▼問い合わせ 企画観光課

## 国勢調査の年に行われる 人口動態職業・産業調査

厚生省では毎年、人口動態統計調査を実施しています。

この調査は、皆さんからの出生、死亡、死産、婚姻、離婚の各届書をもとに、人口の動きを調べるものですが、国勢調査が行われる年には、届書に職業も記入していただくことになっていきます。

また、死亡届には、併せて産業も記入していただきます。

調査結果は、今後の保健福祉の向上に役立たせるための統計資料として利用されます。

#### ▼調査対象期間

平成7年4月1日  
～平成8年3月31日

#### ▼職業・産業の分類

住民課の窓口には「出生届、死亡届、死産届、婚姻届、離婚届をされる方にお願ひ」が備えつけてありますので、参考のうえ、記入してください。

